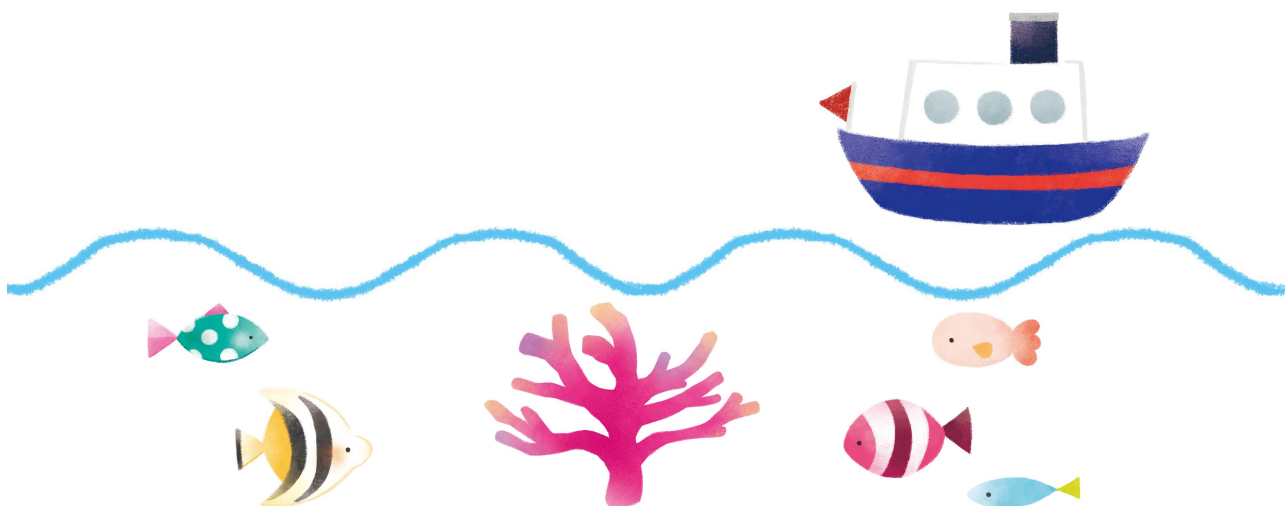




『しもだ子育てガイドブック』

～下田で子育てする皆さんに～



令和7年4月版

※この冊子は毎年度改訂・発行します。

下田子育て支援ネットワーク

「子どもは3歳までに一生分の親孝行をする」こんな言葉があります。
乳幼児期の「愛らしさ」は親を幸せな気持ちにしてくれる、それは純粋な親孝行
そのものだということでしょうか。

スヤスヤと眠る寝顔、目が合って微笑んでくれた時、小さな手で握り締めてく
れた時、心はとっても幸せな気持ちに満たされます。

でも、そんな穏やかな時ばかりでないのも育児の現実。ぐずって眠らなかつた
り、忙しいときにかぎって駄々っ子になったり、出かけにウンチを漏らしたり、夜中
に急に発熱したり……

いつもは優しい母も、イライラし、オロオロし、不安や心配で胸が締め付けられ
ることもあるでしょう。また、ご家庭でお子さんと1対1でいることが続くと、お母
さん自身がストレスを抱え、社会から取り残される不安感や孤独感を感じるこ
ともあるものです。

そんなときに少しでも役に立てたら…、という思いで作ったのがこの冊子で
す。下田で子育てする人のための、下田ならではの子育て情報やヒントが、この1
冊には詰まっています。

困った時やわからない時、これを開いてみてください。

かけがえのない愛らしい乳幼児期のふれあいを十分に味わって、「ゆっくり、
ゆっくり、大きくな～れ！」と思えるような子育てをしてもらえたら…それが
私たちの願いです。

私たち一同、皆さんのお子さんがこの下田で健やかに成長されることを心か
ら祈っております。

下田子育て支援ネットワーク 一同



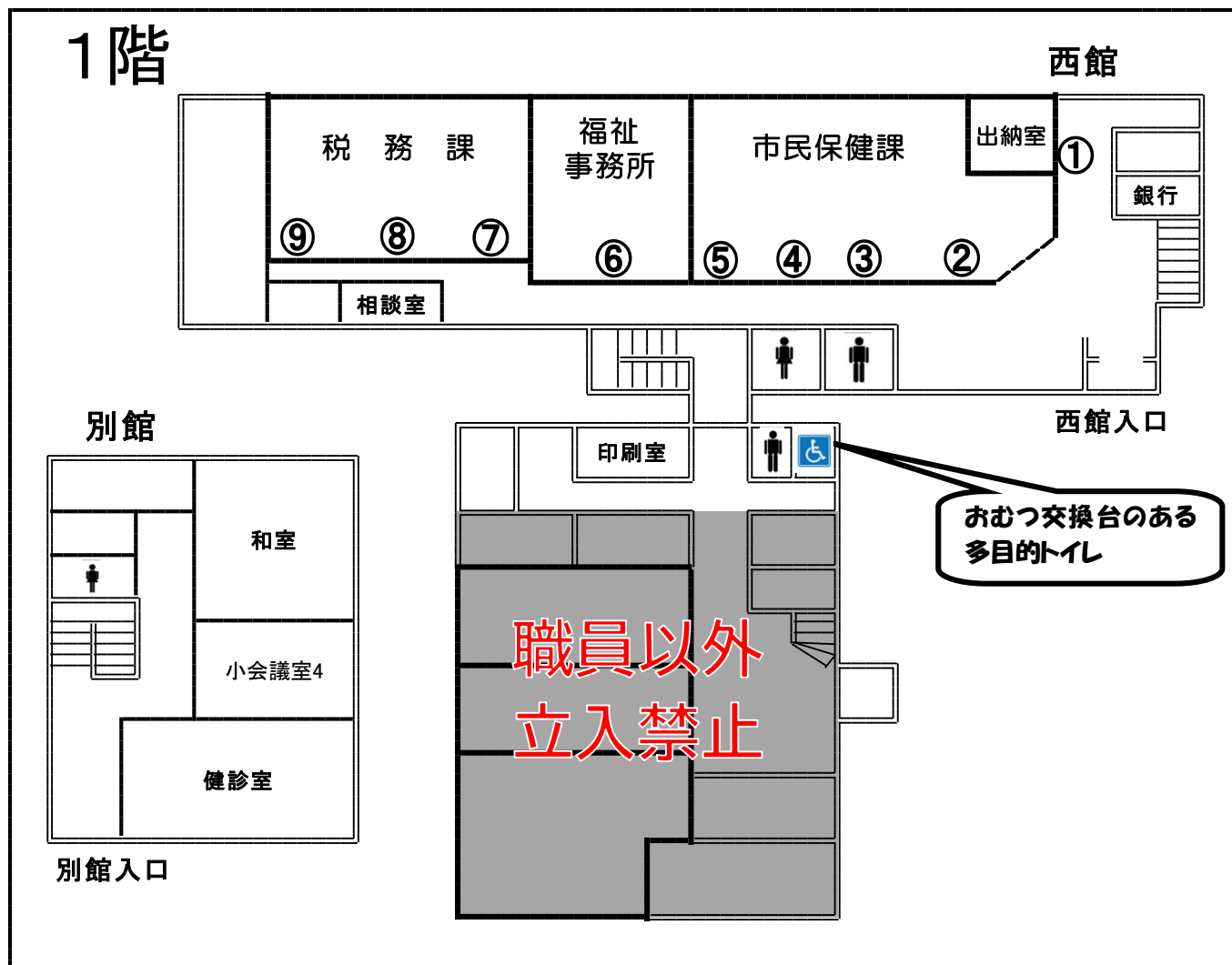
【ガイドブック 目次】

《市役所案内図》・・・・・・・・・・・・・・・・	2
《妊娠から出産まで》	
◆母子健康手帳、妊婦のための支援給付・・・・・・・・	3
◆プレママパパセミナー、分娩に係る各種助成・・・・・・・・	4
妊婦サポート119、不妊治療助成事業	
産前産後期間国民年金保険料免除制度・・・・・・・・	5
産前産後期間国民健康保険税軽減制度・・・・・・・・	6
◆妊婦健康診査、妊婦歯科健診・・・・・・・・	7
《出産したら》	
◆出生届、健康保険・・・・・・・・	8
◆出産育児一時金、低出生体重児・・・・・・・・	9
◆児童手当・・・・・・・・	10
◆子ども医療費助成制度・・・・・・・・	11
《出産から小学校就学前までの健康》	
◆産婦健康診査、産後ケア事業、リトルママの会・・・・・・・・	12
◆健康診査等・・・・・・・・	13
◆予防接種・・・・・・・・	15
◆市内の医療機関・・・・・・・・	18
◆市内の救急医療体制、乳幼児健康相談アプリ・・・・・・・・	20
《子育て支援の施設とサービス》	
◆保育所、認定こども園・・・・・・・・	23
◆子育て支援センター、緊急・リフレッシュ保育事業・・・・・・・・	26
◆病児保育・・・・・・・・	27
◆下田市ファミリーサポートセンター、園庭解放・・・・・・・・	28
◆ひよこサロン・・・・・・・・	30
◆下田わくわくパーク「これば!」・・・・・・・・	31
◆子育てサークルのご案内・・・・・・・・	32
◆ファーストブック、しずおか子育て優待カード・・・・・・・・	33
◆外に出かけよう・・・・・・・・	34
《いよいよ小学校》	
◆小学校一覧・・・・・・・・	38
◆放課後児童クラブ・・・・・・・・	39
◆下田を遊ぶ・学ぶ体験講座、中学校就学準備給付金・・・・・・・・	40
《子どもに関する様々な悩みごと相談》	
◆子ども家庭総合支援拠点、下田市家庭児童相談室、 「子ども・家庭110番」・・・・・・・・	41
◆不妊・不育専門相談、しずおか妊娠SOS、思春期健康相談室・	42
◆発達支援が必要なお子さんのために・・・・・・・・	43
◆各種障害者福祉制度の利用のために・・・・・・・・	44
◆障害児に対する福祉サービス・・・・・・・・	46
◆ひとり親世帯の皆様のために・・・・・・・・	49
《子育て便利帳》・・・・・・・・	51

下田市役所の案内図

東本郷庁舎 1 階の案内図です。このガイドブックに掲載している届出や相談等の担当窓口を番号で表示していますので、参考にしてください。

(河内庁舎の案内図は 52 ページをご参照ください)



【保育所、認定こども園、学校関係の窓口】

このガイドブックに掲載している保育所及び認定こども園、小学校等の教育関係については、下記へお問い合わせください。

◇下田市教育委員会◇

下田市四丁目6-16 (下田市立中央公民館) 電話 (23) 3929

《妊娠から出産まで》

妊娠中は、赤ちゃんのことや自分のこと、健康のこと、産後の生活のことなど、さまざまな不安や心配を感じることもあると思います。いつでも、どのようなことでも、このガイドブックに掲載された窓口に気軽にご相談ください。みなさんの楽しいマタニティライフと健やかな赤ちゃんの誕生を応援しています。

◆母子健康手帳の交付

＜窓口番号⑤＞

病院で妊娠と診断されたら「妊娠届出書」を市役所に提出しましょう。その際に妊娠・出産の経過、子どもの発育状況、健康診査、予防接種などを記録する母子健康手帳を交付します。併せて、妊婦健康診査、産婦健康診査等の受診票をお渡しします。

【交 付 日】 随時交付（月曜日から金曜日 8時30分～17時15分）

※来所いただく際に電話連絡をお願いします。

【交付場所】 市民保健課健康づくり係

【持 ち 物】 妊娠届出書、個人番号カード（顔写真付き）または、
通知カードと身元確認書類（免許証など）

☆代理申請の場合は、委任状が必要になります

◆下田市妊婦のための支援給付（旧国の出産・子育て応援給付金）

＜窓口番号⑤＞

国の施策に伴い、妊娠期から切れ目のない支援を行う観点から、相談支援事業を効果的に組み合わせて妊婦のための支援給付を開始します。支援金の交付を受けるためには、申請が必要です。

【交付額】 ①妊婦1人につき5万円

②対象となる子ども1人につき5万円

（多胎の場合は子どもの人数×5万円）

【対象者】 下田市に住民票を有する妊婦

【申請方法】 妊娠届出時にご案内します。



◎担当：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話（22）2217

◆プレママパパセミナー

<窓口番号⑤>

“妊娠・出産”という人生で最も充実したこの時期を、自信と勇気を持って迎えらるよう、プレママパパセミナーを開催しています。(要予約)

【開催月】水曜午後開催：令和7年4月・8月・9月・11月・令和8年1月・3月

日曜午前開催：令和7年5月・6月・7月・10月・12月・令和8年2月

【参加対象】 妊娠16週以降の妊婦とパートナーの方 ※完全予約制

【実施内容】 育児実習（沐浴・おむつ交換等）、助産師による講話・授乳、抱っこの指導、マタニティヨガなど

注）開催日時、会場、内容などの詳細については下記までお問い合わせください。

◎予約：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話（22）2217

◆妊婦健診に係る交通費補助金

<窓口番号⑤>

居住地（もしくは里帰り先）から妊婦健診を受ける最寄りの医療機関まで概ね60分以上を要する妊産婦の方を対象に、交通費の一部補助を行っています。詳しいことは担当までお問い合わせください。

【対象者】 下田市に住民票を有する妊産婦で、住所地から妊婦健診を受ける最寄りの医療機関まで概ね60分以上かかる方

【対象経費】 交通費

【必要なもの】 母子健康手帳、医療費領収書及び診療明細書、振込口座がわかるもの、交通費の記載された領収書等、印鑑

◆遠方の分娩取扱施設への交通費・宿泊費補助金

<窓口番号⑤>

居住地（もしくは里帰り先）から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上を要する妊産婦の方を対象に、交通費・宿泊費の一部補助を行っています。詳しいことは担当までお問い合わせください。

【対象者】 分娩時において下田市に住民票を有する妊産婦で、住所地から最も近い分娩取扱可能施設まで概ね60分以上かかる方

【対象経費】 交通費・宿泊費

【必要なもの】 母子健康手帳、医療費領収書及び診療明細書、振込口座がわかるもの、宿泊費・交通費の記載された領収書等、印鑑

◎担当：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話（22）2217

◆妊婦サポート 119**<窓口番号⑤>**

妊婦の方の事前登録情報を基に救急車でかかりつけの産科医療機関へ迅速に搬送します。

【対象者】 下田消防本部管内（下田市・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町）に住
民票がある妊婦

【利用条件】 出産の兆候（陣痛・破水・出血等）が始まった時、出産のため救急搬送
が必要な時、急な腹部の強い痛みや張り・大量の出血等があり緊急を要
する時、その他医師等が救急搬送を必要と認めた時

【必要なこと】 利用には、事前登録が必要です。詳しいことは担当までお問い合わせく
ださい。

◎担当：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話（22）2217

◆不妊治療助成事業について**<窓口番号⑤>**

不妊治療及び不育症治療を受けられたご夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成し
ています。年度内に実施した一般不妊治療・特定不妊治療について、医療保険各法によ
り保険者が負担した額等を引いた額の10分の7を給付します。同一夫婦に対して、1
年間に30万円を上限に助成します。さらに交通費（鉄道料金）についても、上限5万
円まで助成します。詳しいことは担当までお問い合わせください。

◎担当：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話（22）2217

◆産前産後期間 国民年金保険料免除制度**<窓口番号③>**

次世代育成の観点から、国民年金第1号被保険者が出産を行った際には、出産前後の
一定期間の国民年金保険料が免除されます。

【対 象 者】 「国民年金第1号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方
【免除対象期間】

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後期間」
という。）の国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものであるとして老齢
基礎年金の受給額に反映されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前か
ら6か月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠 85 日（4 か月）以上の出産をいいます。
（死産、流産、早産された方を含みます。）

【申請時期】 出産予定日の6か月前から届け出をすることができます。

【必要なもの】・基礎年金番号又はマイナンバーの分かるもの

- ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- ・母子健康手帳（出産前に申請する場合）
- ・出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類
（被保険者と子が別世帯の場合のみ）



◎担当：下田市役所市民保健課国保年金係 電話（22）3922

◆産前産後期間 国民健康保険税軽減制度

＜窓口番号③＞

子育て世代の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、出産前後の一定期間について国民健康保険税を軽減する制度が創設されました。

【対 象 者】 国民健康保険の被保険者の方で出産日が令和5年 11 月 1 日以降の方

【免除対象期間】

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間相当分の出産被保険者分に係る所得割税と均等割税が年税額より減額されます。保険税が減額された場合、払いすぎとなった保険税は還付されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の出産被保険者に係る所得割と均等割が減額されます。

※出産とは、妊娠 85 日（4 か月）以上の出産をいいます。
（死産、流産、早産された方を含みます。）

【申請時期】 出産予定日の6か月前から届け出をすることができます。

※出産予定日が変更となっても、新たな届け出等は不要です。

【必要なもの】・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

- ・母子健康手帳等（親子関係、単胎・多胎の別を確認できる書類）

◎担当：下田市役所市民保健課国保年金係 電話（22）3922

◆妊婦健康診査の実施

<窓口番号⑤>

妊娠中は定期的に病院でお母さんの健康状態と赤ちゃんの成育状態を検査します。
受診票は、母子健康手帳と一緒にお渡ししています。

【検査回数】 単体の場合 16 回

多胎の場合は、14 回＋5 枚追加で交付

【実施時期】

回数	実施時期	回数	実施時期	回数	実施時期
初回	特に定めない	第 7 回	妊娠 28～29 週	第 13 回	妊娠 38 週
第 2 回	妊娠 12～15 週	第 8 回	妊娠 30～31 週	第 14 回	妊娠 39 週
第 3 回	妊娠 16～19 週	第 9 回	妊娠 32～33 週	第 15 回	妊娠 40 週
第 4 回	妊娠 20～23 週	第 10 回	妊娠 34～35 週	第 16 回	妊娠 41 週～
第 5 回	妊娠 24～25 週	第 11 回	妊娠 36 週		
第 6 回	妊娠 26～27 週	第 12 回	妊娠 37 週		

【検査内容】 <初回>問診及び診察、血圧・体重測定、尿化学検査、血液検査

子宮頸がん検診、風疹・トキソプラズマ抗原検査等

<第2回から第 16 回>

◆毎回実施する項目

問診及び診察、血圧・体重測定、尿化学検査等

◆実施の時期や回数が決められている項目

超音波検査：12 週から 15 週に 1 回

20 週から 23 週までに 1 回

24 週から 35 週までに 1 回

36 週から 38 週までに 1 回

血液検査：24 週から 35 週までに 1 回

血算検査：36 週から 39 週までの間に 1 回

GBS 検査：34 週から 37 週までの間に 1 回

◆妊婦歯科健診の実施

<窓口番号⑤>

妊娠中はホルモンバランスやつわりなどにより、むし歯や歯周病にかかりやすくなります。妊娠期間中に 1 回（目安：妊娠 16 週～27 週）無料で歯科健診を受けられます。受診票と案内ちらしは、母子健康手帳と一緒にお渡ししています。

◎担当：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話（22）2217

《出産したら》

お子さんが誕生されると次のような届出が必要になります。忘れずに届出を済ませましょう。



◆出生届

<窓口番号②>

赤ちゃんが生まれたら 14 日以内に「出生届」を提出しましょう。届出の提出は、時間外や休日・夜間も受け付けています。ただし、関連する証明や届出等もあるため、できるだけ窓口の開いている時間に来庁されるようお願いします。

【出生届の提出方法】

- ①出生届の用紙は出産した病院で用意されており、退院時までに用紙の右側にある出生証明書に必要事項が記入されて病院から渡されます。
- ②名前を決め、出生届に必要事項を記入し、市役所の窓口へ提出しましょう。

【出生届が提出できる場所】

親の住所地・本籍地又は子どもの生まれた所のいずれでも提出できます。

【持っていくもの】

- ・出生届（出生証明が記載されたもの）・母子健康手帳



◎担当：下田市役所市民保健課市民係 電話（22）2215

<いよいよ！>

いよいよ子育てのスタートライン！いきなり“お母さん”と言われても、期待と不安が入り混じった不思議な気持ちですね。私も最初は「私がしっかりしなくちゃ」と張り切ったけれど、なかなか思うようには……。いろいろな人の話を聞いて、少しずつ自信がついたかな。“お母さん”も、子どもと一緒に一歩ずつ育っていくんですね。

◆健康保険加入の手続き

<窓口番号③>

出生届の提出の次は、お子さんの健康保険加入手続きをしましょう。

国民健康保険に加入する場合は、市民保健課国保年金係窓口へお越しください。

社会保険等の扶養に入る場合は、お勤めの会社へ連絡してください。

◎担当：下田市役所市民保健課国保年金係 電話（22）3922

※国民健康保険以外の場合は、それぞれ勤務先の健康保険の窓口へ

◆出産育児一時金（健康保険）

<窓口番号③>

お子さんが生まれると、加入されている健康保険から出産育児一時金が支給されます。病院から請求される出産費用については、原則 50 万円の範囲内で保険から病院に直接支払われるので、出産時に多額のお金を用意する必要はなくなりました。

【支給金額】 一人につき 50 万円（産科医療補償制度等加入の医療機関の場合）

【申請方法】 原則、申請の必要はありません。ただし、50 万円を下回った場合は申請するとその差額を受け取ることができます。



例）出産費用が 50 万円を超えた場合

出産費用 (55 万円)	－	出産育児一時金 (50 万円)	=	病院で支払う金額 (5 万円)
-----------------	---	--------------------	---	--------------------

◎担当：下田市役所市民保健課国保年金係 電話（22）3922

※国民健康保険以外の場合は、それぞれ勤務先の健康保険の窓口へ

◆低出生体重児の届出、未熟児への医療の給付

<窓口番号⑤>

出生体重が 2,500 g 未満の低体重児については、出生後、市役所に届け出ることが法律で義務づけられていますので、母子手帳別冊に入っている出生通知書を忘れずに提出してください。入院が必要な場合、医療給付が受けられる場合がありますので市に連絡しましょう。ただし、所得に応じて自己負担金が徴収されます。詳しいことは下記へお問い合わせください。

◎担当：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話（22）2217

◆児童手当

<窓口番号⑥>

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育し、生計を同じにしている方には、児童手当が支給されます。

※令和6年10月の法改正により、所得制限の廃止、高校生年代まで支給期間延長、第3子以降の手当額が増額となりました。

【支給金額】

区 分	基 準	金 額
0～3歳未満	第1子、第2子	15,000 円
	第3子以降	30,000 円
3歳～高校生	第1子、第2子	10,000 円
	第3子以降	30,000 円

【手続きについて】

出生や転入から15日以内に申請をしてください。手続きが遅れると遡っての支給はできませんのでご注意ください。(※公務員の方は勤務先で申請をしてください。)

<必要なもの>

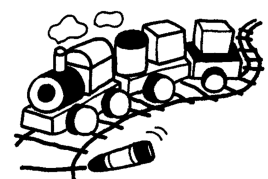
- ・請求者（父または母のうち、所得の高い方）名義の口座情報がわかるもの
- ・請求者と配偶者のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

*その他必要に応じて提出していただく書類があります。

【支給月】

年6回（2月、4月、6月、8月、10月、12月）支給します。

◎担当：下田市役所福祉事務所社会福祉係 電話（22）2216



◆子ども医療費助成制度

<窓口番号⑥>

お子さんが病気や怪我等により医療機関で受診した場合の医療費を助成します。ご利用いただくためには、事前に申請し、「子ども医療費受給者証」を取得することが必要です。

【助成対象】

下田市に住所があり、健康保険に加入している高校3年生相当までの子ども（18歳到達後最初の3月31日まで）

※対象外となる方：健康保険に未加入の方、生活保護受給世帯の方



【自己負担額】

入院／通院：自己負担なし（無料）

※保険診療の一部負担金額と入院時食事療養標準負担額を市が負担します。

【申請に必要なもの】

- ・子どもの医療保険の資格がわかるもの（健康保険証等）

※出生等で子どもの医療保険の資格がわかるもの（健康保険証等）が手元にない場合は、子どもが扶養に入る予定の医療保険の資格がわかるもの（健康保険証等）をお持ちください。

【受診方法】

受給者証を医療保険の資格がわかるもの（健康保険証等）と一緒に医療機関の窓口提出してください。

※原則として受診できるのは静岡県内の医療機関です。

県外で受診された場合は福祉事務所へ償還払い（医療費の払い戻し）の申請ができます。

◎担当：下田市役所福祉事務所社会福祉係 電話（22）2216

《先輩ママのちょっと一言》

今はたくさんの育児書が本屋さんにあられています。みなさんも一生懸命勉強していると思います。でも、子どもの成長は必ずしもマニュアルどおりにはいきません。行き詰ったら本を閉じて外に出てみましょう。近所には、経験豊富な子育ての先輩がたくさんいます。きっと話を聞いてくれて、悩みも解決しますよ。

《出産から小学校就学前までの健康》

◆産婦健康診査の実施

＜窓口番号⑤＞

産婦健康診査費用を助成します。受診券は、母子健康手帳と一緒にお渡ししています。

【検査回数】 2回

【実施時期】 第1回（産後2週間） 概ね出産後5日～21日以内

第2回（産後1か月） 概ね出産後22日～56日以内

【検査内容】 問診及び診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェック票

◆産後ケア事業

＜窓口番号⑤＞

お母さんやお子さんの心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるよう支援を行います。

【対象】 退院後に、入院や通院による支援を必要とする産後1年未満のお母さんとその赤ちゃん

【内容】 医療機関に宿泊または通いで、母子のケアや授乳指導、育児相談等

【利用料金】 宿泊型（1泊2日）：5,000円（4食）

（税抜価格） 日帰り型（1日）：1,680円（2食）

※非課税世帯は無料、生活保護世帯は免除されます。

【利用限度】 宿泊型：原則6泊7日まで、日帰り型：原則2日まで

【実施機関】 臼井医院（下田市2-3-27）、藤辺助産院（東伊豆町稲取3021-5）、上山レディースクリニック（伊東市吉田573-3）他、お問合せ下さい。

【利用方法】 「下田市産後ケア事業利用申請書」を市民保健課健康づくり係へ提出してください。

◆リトルママの会

＜窓口番号⑤＞

子育てに関する不安や困りごと等を助産師や保健師などが相談にのり、地域のお母さん同士の仲間づくりや安心して育児に臨めるよう支援を行います。

【対象】 初めての子育てをしている、身近に相談できる人がいない、育児に不安を抱えているなど、概ね生後2か月から5か月までのお子さんを育てているお母さん

【内容】 お母さん同士の交流、個別相談、インファントマッサージなど

【利用方法】 市民保健課健康づくり係へお申込みください。

◎担当：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話（22）2217

◆健康診査等

<窓口番号⑤>



出産から小学校就学前までのお子さんの健やかな成長を見守るために、成長や発達の段階に応じて健康診査等を行っています。

※対象者には、個別に通知をしています。

新生児聴覚スクリーニング検査

対 象：市内在住の生後1か月までの乳児

内 容：自動難聴性脳幹反応検査（自動ABR）、耳音響放射検査（OAE）などの聴覚検査費用を受診票の交付により助成します（助成額に上限あり）。

※受診票は、母子健康手帳交付時にお渡ししています。なお、県外の医療機関等で検査を受けた場合は、償還払いによる助成となります。

新生児訪問

対 象：市内在住のすべての乳児

内 容：保健師、助産師、看護師の家庭訪問による身体計測や育児相談

こんにちは赤ちゃん訪問

※担当：福祉事務所

対 象：市内在住の生後4か月までの乳児のいる家庭

※4か月以降や新生児訪問と同時になる場合もあります。

内 容：赤ちゃんの発育状況の確認、育児に関する相談
子育て支援に関する情報提供

乳児健診（1か月、4か月、10か月）

対 象：市内在住の生後1か月児、4か月児、10か月児

内 容：身体計測、医科診察、保健指導

場 所：県内及び下田市の委託医療機関

実施日：各医療機関で確認してください。

※受診票は母子健康手帳交付時に「母子健康手帳別冊」に入れて配布しています。

（令和7年4月1日以前に母子手帳を発行した方には、別途配布いたします。）

赤ちゃん教室《離乳食教室》

対 象：市内在住の生後5～6か月児

内 容：離乳食指導、歯科・育児相談、身体計測

※詳細は対象者に個別通知します。

お誕生日健康相談（1歳）

対 象：市内在住の1歳児

内 容：育児・栄養・歯科相談、身体計測

※詳細は対象者に個別通知します。

1歳6か月児健康診査

対 象：市内在住の1歳6か月児

内 容：育児・栄養・歯科相談、内科健診・歯科健診(希望者フッ素塗布)、身体計測

※詳細は対象者に個別通知します。

2歳児健康相談

対 象：市内在住の2歳児

内 容：育児・栄養・歯科相談、歯科健診(希望者にフッ素塗布)、身体計測

※詳細は対象者に個別通知します。

2歳6か月児健康相談

対 象：市内在住の2歳6か月児

内 容：育児・栄養・歯科相談、歯科健診(希望者にフッ素塗布)、身体計測

※詳細は対象者に個別通知します。

3歳児健康診査

対 象：市内在住の3歳児

内 容：育児・栄養・歯科相談、内科健診、歯科健診(希望者にフッ素塗布)
尿検査、身体計測、眼科検査

※詳細は対象者に個別通知します。

◎担当：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話（22）2217

◆予防接種

<窓口番号⑤>

お子さんの健康を守るための予防接種には、予防接種法によって対象疾病、対象者や接種間隔などが定められた『定期接種』と、それ以外の任意接種があります。

定期接種は、すべて医療機関で行う個別接種となります。定期接種の対象となる方には個別に通知をしています。

【 定期接種の予防接種 】

※各予防接種の対象者は、予防接種法における定期接種（無料）となる方です。

小児用肺炎球菌（個別接種）

対象となる病気：子どもの肺炎や細菌性髄膜炎などを予防

対 象 者：生後2か月～生後60か月の前日まで

（標準的な接種開始年齢：生後2か月～生後7か月の前日まで）

接 種 回 数：標準的な年齢で接種した場合は、3回接種（27日以上おく）

追加 - 1回接種（初回終了後60日以上の間隔で、生後12か月から生後15か月の前日までの間）

五種混合（個別接種）

対象となる病気：ジフテリア・百日咳・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）、ヒブ

対 象 者：第1期-生後2か月から生後90か月の前日まで

（標準的な接種開始年齢：生後2か月～生後7か月の前日まで）

第2期-11歳以上13歳の誕生日の前日まで

接 種 回 数：第1期初回 - 3回接種。生後2か月から生後7か月の前日までの間（20日以上の間隔をおく）

第1期追加 - 1回接種。第1期初回接種（3回）終了後、6か月から18か月までの間隔をおく。

（第1期初回3回接種終了後、6か月以上の間隔をおく）

第2期-1回接種。11歳の誕生日から12歳の誕生日の前日まで

ロタウイルス（個別接種）

対象となる病気：ロタウイルス感染症を予防

※ロタウイルスワクチンは2種類あります。生後6週後から接種できますが、使用するワクチンによって対象者・回数・接種量が異なります。

B型肝炎（個別接種）

対象となる病気：B型肝炎を予防

対 象 者：生後2か月から1歳の誕生日の前日まで

接 種 回 数：3回接種。第2回目-第1回目の接種後、27日以上の間隔をおく。
第3回目-第1回目の接種後、139日以上の間隔をおく。

BCG（個別接種）

対象となる病気：結核の予防

対 象 者：生後1歳の誕生日の前日まで

（標準的な接種開始年齢：生後5か月から生後8か月の前日まで）

接 種 回 数：1回

麻しん風しん混合（個別接種）

対象となる病気：麻しん（はしか）・風しん（三日はしか）の予防

対 象 者：第1期 - 生後12か月から生後24か月の前日まで

第2期 - 5歳以上7歳の誕生日の前日まで（小学校入学前の1年間）

接 種 回 数：第1期 - 1回、第2期 - 1回接種

水痘（個別接種）

対象となる病気：水痘（水ぼうそう）の予防

対 象 者：生後12か月から生後36か月の前日まで

接 種 回 数：1回目の接種は生後12か月から15か月の前日まで。

2回目の接種は1回目の接種終了後6か月から12か月までの
間隔をおく。

二種混合（個別接種）

対象となる病気：ジフテリア・破傷風の予防

対 象 者：11歳から13歳の誕生日の前日まで

接 種 回 数：1回



日本脳炎（個別接種）

対象となる病気：日本脳炎の予防

対 象 者：第1期初回 生後6か月から生後90か月の前日まで

（標準的な接種開始年齢：3歳の誕生日から4歳の誕生日の前日まで）

第1期追加 生後6か月から生後90か月の前日まで

（標準的な接種開始年齢：4歳の誕生日から5歳の誕生日の前日まで）

第2期 9歳以上13歳の誕生日の前日まで

（標準的な接種開始年齢：9歳の誕生日から10歳の誕生日の前日まで）

接 種 回 数：第1期初回-2回接種。6日から28日の間隔をおく。

第1期追加-1回接種。第1期初回接種終了後、6か月以上おおむね
1年後

第2期-1回接種。

子宮頸がん予防（個別接種）

対象となる病気：子宮頸がんの予防

対 象 者：小学校6年生から高校1年生相当の女性

接 種 回 数：2～3回（接種開始年齢によって異なります。）

※子宮頸がん予防ワクチンは3種類あります。使用するワクチンによって接種間隔が異なります。説明書をお読みの上、接種を希望する医療機関でご相談ください。

◎担当：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話（22）2217

◆市内の医療機関

<窓口番号⑤>

※医療機関情報は、静岡県診療所名簿（令和6年4月1日時点）から引用しています。
最新の詳しい状況は、各医療機関へお問い合わせください。

【診療所<小児科あり>】※診療科目に「小児科」を掲げている診療所です。

施設名	所在地	電話	他診療科目	休診
いなす診療所	箕作 385-4	(28) 3111	内.外.リハ	第2、4、5土曜日. 日.祝（月によって変更になる場合があります）
臼井医院	二丁目 3-27	(22) 1221	内.産婦	水、土曜日午後.日.祝 （月によって変更になる場合があります）
河井医院	二丁目 13-3	(22) 0028	外.整、リハ	土午後.日.祝
菊池医院	一丁目 18-20	(22) 2128	内.消	木午後.土.日.祝
ひがしなかクリニック	東中 6-3	(23) 2300	内	土.日.祝

【診療所<その他>】

施設名	所在地	電話	診療科目
小川クリニック	蓮台寺 180-14	(22) 3210	内.産婦
鈴木クリニック	河内 277-8	(22) 2562	内
佐倉医院	旧岡方村 714-7	(27) 0001	内.神.循.呼
下田循環器・腎臓クリニック	高馬 147-1	(23) 3113	内.循内.腎内.外.泌.血内. 血外.人工透析
しらはまクリニック	白浜 1528-2	(27) 3700	内、消内
下田ヒフ科クリニック	東本郷二丁目 2-5	(25) 4055	皮.アレ
小澤眼科医院	東本郷一丁目 15-21	(22) 5700	眼
下田眼科クリニック	西本郷一丁目 7-10	(25) 4146	眼
上の山鎮目クリニック	柿崎 432-1	(23) 8820	脳神経外科.内.神内 リハ
伊豆ライフサポートクリニック	中 536-1	(36) 3418	内、腎内、人工透析
伊豆下田診療所	西本郷一丁目 5-2	(22) 2901	内

【病院名簿 下田市・河津町】

施設名	所在地	電話	診療科目
下田メディカルセンター	下田市六丁目 4-10	(25) 2525	小.内.消内.循内.外.整.耳.婦.泌.脳外.リハ.眼.麻酔.皮.糖内
医) 社団桑寿会 下田温泉病院	柿崎 997-2	(22) 5001	内.リハ.
伊豆今井浜病院	河津町見高 178	(34) 1123	内.外.整.小.眼.耳.婦.皮.リハ.麻.循内

【歯科診療所】



施設名	所在地	電話	診療科目
勝田歯科医院	一丁目 20-24	(22) 0545	歯
菊池歯科医院	二丁目 12-26	(22) 0701	歯
キクチ歯科医院	河内 149-4	(23) 0568	歯
矯正歯科兼松医院	東本郷一丁目 9-21	(22) 7223	歯 矯歯
笹本歯科診療所	二丁目 1-20	(22) 0138	歯
杉山歯科診療所	西本郷一丁目 7-20	(22) 0205	歯
田原歯科医院	五丁目 1-41	(22) 0271	歯
土屋歯科医院	東本郷一丁目 5-24	(22) 1025	歯
渡辺歯科医院	西本郷二丁目 13-8	(22) 3848	歯
細川歯科医院	東中 10-9	(22) 8062	歯.小歯



《先輩ママのちょっと一言》

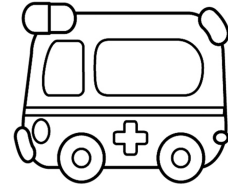
初めての病院選びは本当に慎重になりますよね。先輩お母さんたちの話を聞いてみると良いアドバイスがもらえると思いますよ！

◎担当：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話 (22) 2217

◆市内の救急医療体制

<窓口番号⑤>

下田市には救急医療センターはありませんが、万一来てて
関係機関が連携して下記の救急医療体制を設けています。



【第1次救急医療体制】

土日祝日及び平日夜間の救急患者の円滑な受入れを図るため、市内の医療機関がそれぞれ当番を設けています。

◆当番の確認は、下記へどうぞ

- ・下田市役所（日直・警備員対応） （22） 2211
- ・下田消防署消防テレホンガイド （27） 0119（テープ案内）
- ・医療情報ネット（<https://www.qq.pref.shizuoka.jp>）
「今診てもらえる医療機関を知りたい」

【第2次救急医療体制】

重症患者を受け入れるため、高度な設備と体制を設けた医療機関が指定されています。
賀茂地域では、下田メディカルセンター、西伊豆健育会病院、伊豆今井浜病院、伊豆東部病院が指定病院です。

【第3次救急医療体制】

第2次救急医療機関で対応できない重症患者に対応するため、さらに高度な設備と体制を設けた医療機関が指定されています。伊豆地区では順天堂大学医学部附属静岡病院が指定されています。

◆静岡こども救急電話相談

夜間のこどもの急病に対する相談窓口です。医師、看護師等が対応します。

- <電話番号> 固定電話（ブッシュ回線）、携帯電話・・・「#8000」
固定電話（ダイヤル回線）、IP電話・・・「054-201-9910」
<相談時間> 毎日 24 時間

◆乳幼児健康相談アプリ

6歳以下の児のいる世帯を対象に、医療機関が診療を行っていない時間帯の急な夜間の発熱やけがなどについて、医師がオンラインで相談対応します。

※利用には、登録が必要です。対象になる世帯に個別で案内します。

◇静岡県では、「ドクターヘリ」が運航されています！

静岡県では、脳血管疾患等緊急を要する搬送に対応するため、ドクターヘリを運用しており、「下田市—伊豆の国市（順天堂静岡病院）」間を30分程度で結びます。

注）夜間、荒天時はフライトできません。

◎担当：下田市役所市民保健課健康づくり係 電話（22）2217
下田消防署 電話（22）1804 緊急時 119



《子育て支援の施設とサービス》

◆知っていますか？教育・保育施設の違い

項 目	保 育 所	認定こども園
主目的	保 育（児童福祉法）	教育・保育（認定こども園法（略称））
資 格 ※注1	2・3号認定	1号認定 2・3号認定
園生活	通常8時間程度 （最大11時間）	1号認定：通常5時間程度 2・3号認定：保育所と同じ
送 迎	保護者による送迎 送迎バスあり（民間保）	保護者による送迎 送迎バスあり（3歳以上）
休 み	日曜、祝日、年末年始	1号認定：小学校と同じ（春・夏・冬の長期休暇あり） 2・3号認定：保育所と同じ
保育料	2号認定は無料 3号認定は世帯の所得により算定 （無料～58,800円）	1・2号認定は無料 3号認定：保育所と同じ
給 食	給食あり （2号認定は給食費別途）	給食あり （1・2号認定は給食費別途）
施設名	下田保育所（公立） ひかり保育園（私立）	下田認定こども園（公立） 稲生沢こども園（私立）

注1）1号認定：3歳児～5歳児 教育のみ利用（認定こども園幼稚園部利用）

2号認定：3歳児～5歳児 保育の必要あり（保育園、認定こども園保育園部利用）

3号認定：0歳児～2歳児 保育の必要あり

※上記の他別途、教材費、行事費等が保護者負担となります。

○申込み方法

【4月入所の場合】

○入所申込説明会は、10月初旬に行います。

※日程や内容の詳細は、市広報9月号・ホームページでお知らせします。

○申込書等の書類は、説明会後から学校教育課、各施設で配布します。

○申し込みの受付は、10月下旬に中央公民館で行います。

○入所決定後、2月下旬から3月上旬に各施設において保護者説明会を開催します。

【途中入所を希望される場合】

年度の途中で入所を希望される場合は、随時ご相談ください。

入所月の前月10日までに申請書類を提出してください。

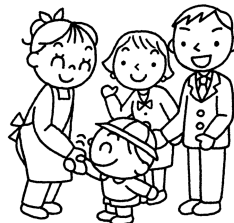
◎担当：下田市教育委員会学校教育課こども育成係 電話（23）3929



◆保育所

<教育委員会>

就労など（保育を必要とする事由）に該当し、家庭で保育できない保護者に代わって保育する児童福祉施設です。保育を希望する場合は、市から教育・保育給付認定2・3号認定を受ける必要があります。原則として下田市に住民票のある7か月から小学校入学までのお子さんをお預かりします。



<保育料>

お子さんの年齢と保護者の市民税額等で決定します。（ガイドブック25ページ参照）

※お子さんの年齢や施設の定員などにより、ご希望に沿った入所が困難な場合もありますので、入所をお考えの場合は、早めにご相談ください。

【施設の概要】 ※規模の目安をご理解いただくため、令和7年4月入所見込み児童数を掲載

下田保育所

（公立認可保育園）

住 所	四丁目5-26	電話	(22)0672
受 入 年 齢	7か月～	定 員	150 人
		園 児 数	43 人
保育短時間	月曜～土曜 8:30～16:30		
保育標準時間	月曜～土曜 7:30～18:30		

ひかり保育園

（民間認可保育園）＊送迎バスあり

住 所	西中9-4	電話	(22)1685
受 入 年 齢	7か月～4歳児	定 員	60 人
		園 児 数	38 人
保育短時間	月曜～土曜 8:30～16:30		
保育標準時間	月曜～土曜 7:30～18:30		

※土曜日は稲生沢こども園でお子さんをお預かりします。

※5歳児は稲生沢こども園へ転園となります。

◆認定こども園

＜教育委員会＞

認定こども園は、7か月から5歳児（保育を必要とする）を預かる保育園部と、保育の必要性の有無に関わらず満3歳～5歳児（児童の教育を行う）幼稚園部を併設しており、3歳児以上クラスについては、保育を必要とする2号認定子ども（保育所利用対象の子ども）とそれ以外の1号認定子ども（幼稚園利用対象の子ども）が基本的に同じクラスで教育・保育を受けます。

【施設の概要】 ※規模の目安をご理解いただくため、令和7年4月入所見込児童数を掲載

下田認定こども園 幼保連携型認定こども園 *送迎バスあり（3歳児以上）

住 所 敷根 765-19 電話 (36)4501

保育園部 （※2号認定、3号認定の児童が入園できます）

受入年齢 7か月～ 定員 121人 園児数 108人

保育時間 （短 時 間）月曜～土曜 8：30～16：30

（標準時間）月曜～土曜 7：30～18：30

幼稚園部 （※1号認定の児童が入園できます）

受入年齢 3歳児～ 定員 90人 園児数 20人

保育時間 月曜～金曜 9：00～14：00

※春・夏・冬期長期休暇あり

稲生沢こども園 保育所型認定こども園 *送迎バスあり

住 所 立野34 電話 (22)0374

保育園部 （※2号認定、3号認定の児童が入園できます）

受入年齢 7か月～ 定員 105人 園児数 84人

保育時間 （短 時 間）月曜～土曜 8：30～16：30

（標準時間）月曜～土曜 7：30～18：30

幼稚園部 （※1号認定の児童が入園できます）

受入年齢 3歳児～ 定員 15人 園児数 9人

保育時間 月曜～金曜 9：00～15：30

※春・夏・冬期長期休暇あり

※入園にあたって、保育園・こども園の見学を希望する場合は、直接園に連絡してください。



〔保育料〕 ※令和7年4月1日現在

認可保育所の保育料は、保護者等の市民税額等により算定されます。

3号認定利用者（0～2歳児）負担額表

階層	定義 (保護者の市民税課税状況等)		利用者負担額	
			保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護世帯、里親世帯		0円	0円
第2	非課税世帯		0円	0円
第3	均等割のみ課税世帯		10,600円	10,400円
第4	所得割課税額	24,300円未満の世帯	13,400円	13,100円
第5		48,600円未満の世帯	16,200円	15,900円
第6		60,700円未満の世帯	19,000円	18,600円
第7		72,800円未満の世帯	21,700円	21,300円
第8		84,900円未満の世帯	24,300円	23,800円
第9		97,000円未満の世帯	26,900円	26,400円
第10		115,800円未満の世帯	33,000円	32,400円
第11		138,400円未満の世帯	38,800円	38,100円
第12		169,000円未満の世帯	38,800円	38,100円
第13		205,900円未満の世帯	48,500円	47,600円
第14		301,000円未満の世帯	54,900円	53,900円
第15		308,600円未満の世帯	57,200円	56,200円
第16		308,600円以上の世帯	58,800円	57,800円

※同一世帯から2人保育施設などに通園されている場合は、年齢の高い順に数え、2人目の保育料は半額となります。また、子どもが3人以上の世帯は、保護者の所得・子どもの年齢に関係なく2人目の保育料は半額、3人目以降は無料となります。

その他、一定所得以下の多子世帯、ひとり親世帯等の場合は、軽減措置が講じられます。詳細についてはお問い合わせください。

※給食費について 全園共通

クラス年齢	種 類	金 額
3歳児クラス以上	幼稚園部	2,800円
	保育園部	3,500円
0～2歳児クラス	保育園部	保育料に含まれる

(子どもの人数や世帯の所得によって半額又は0円となる場合があります)

◎担当：下田市教育委員会学校教育課こども育成係 電話(23)3929

◆下田市地域子育て支援センター <教育委員会>

下田市の子育て支援拠点として、市内在住の未就学児とその保護者を対象に、親子の交流や子育てに関する相談などの様々な活動を通して子育てを支援します。



【設置場所】 下田市敷根 761 (スポーツセンター隣) 電話 (27) 2200

【開館日】 月曜日～金曜日、第一・第三土曜日

施設開館時間 8時30分～16時30分 (※相談等受け付け可能)

保育室開放時間 9時00分～11時30分・13時00分～15時30分

開放情報は下田市地域子育て支援センターInstagram、Face book を、ご確認ください。

【活動内容】 親子の交流の場の提供

子育て等に関する相談

子育て情報の提供

子育て及び子育て支援に関する講習

地域における子育て支援活動

体操教室、誕生会、防災講座、お出かけ広場など、様々なイベントを開催しています！

Facebook

Instagram



◎担当：下田市教育委員会学校教育課こども育成係 電話 (23) 3929

◆緊急・リフレッシュ保育事業 (保育所で一時的にお子さんを預かります)

保護者の方が病気や事故、冠婚葬祭などで、家庭における育児が困難になった時などに、保育所で一時的にお子さんをお預かりする事業です。

【実施場所】 下田保育所 (四丁目5-26)

【対象児】 10か月～小学校就学前までの児童 (未就園児)

【保育時間】 月曜日～土曜日：8時30分～17時

【保育期間】 原則1か月に6日程度以内、週3日程度

【費用】 3歳未満児 1日1,800円 3歳以上児 1日700円

【申込方法】 申込書に必要事項を記入し、保育を受けようとする3日前までに下田保育所へ提出してください。併せて、利用日までに面接が必要です。

注) 園行事などの都合もありますので、お早めにご相談ください。

【その他】 準備していただくものは直接園にお問い合わせください。



◎担当：下田保育所 電話 (22) 0672

◆病児保育

病児保育とは、お子さんが病気のため保育園や学校へ登園・登校できない時に、保護者の方の仕事の都合などで家庭での保育が難しい場合に、医療機関に併設した病児保育施設でお子さんを預かり、看護師・保育士が一時的に保育する制度です。

- 【施設名称】 かるがも病児保育室
- 【所在地】 下田市六丁目4-43 下田メディカルセンター寮 103 号室
- 【対象児】 生後6か月～10 歳までのお子さん
- 【利用定員】 1日 3人
- 【利用時間】 月曜日～金曜日 8時 30 分から 17 時 30 分
- 【対象疾患】 感冒（風邪）、上気道炎、扁桃腺炎、下痢（嘔吐は落ち着いていること）、中耳炎、食事可能期のおたふくかぜ、水痘、手足口病、ヘルパンギーナ等
- 【利用料金】 1 回 2,000 円（下田市・南伊豆町在住）
（☆一部無償化の対象となる場合があります。）
食事代 250 円（希望者のみ1食）、延長料金 500 円（30 分毎）
- 【申込み】 お申込みには事前の登録が必要です。「事前登録用紙」を取得・記載の上、病児保育室へ申請ください。（受付時間：平日 8時 30 分～17 時 30 分）

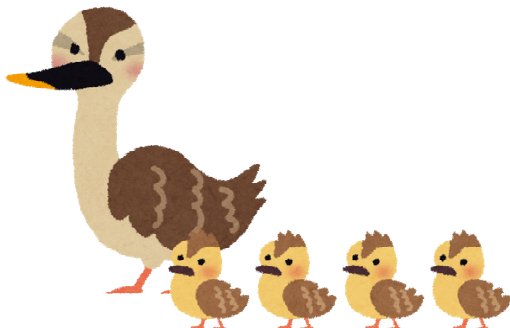
〈事前登録用紙の取得方法〉 1. 病院で受取り

2. 病院ホームページからダウンロード

- 【持ち物】 診察時：健康保険証、乳幼児医療受給者証、母子手帳、お薬手帳、連絡票
保育児：フェイスタオル、着替え一式（気候に応じて）、水筒、お弁当（持参の方のみ）、はし・フォーク・スプーン、ビニール袋、服用する薬など

病児保育室一日の流れ

8：30～9：00	診察・受入れ
10：30	おやつ・水分補給、検温 午前中の活動、あそび
11：30	昼食・水分補給 検温
12：30	おひるね（年齢に応じて）
15：00	おやつ・水分補給、検温 午後の活動、あそび
17：30	お迎え



《かるがも病児保育室》 予約・問合せ 電話：(25) 2525

※土曜、日曜、祝日など病児保育室がお休みの場合は予約受付もお休みとなります。

◆下田市ファミリーサポートセンター

＜教育委員会＞

ファミリーサポートセンターは、子育て中の方が安心して働き、安心して育児ができるように、あらかじめ登録した市民同士が援助活動をするためのネットワークです。
活動を希望する市民が、おねがい会員・まかせて会員に登録をし、援助をお願いする人には、センターがコーディネートして、援助をする人を派遣します。

＜おねがい会員（依頼会員）＞

下田市に住民登録があり、育児援助を必要とする小学生までのお子さんのいる方

＜まかせて会員（提供会員）＞

下田市に住民登録があり、子育て支援に意欲と関心を持っている 20 歳以上で育児の援助を提供できる方（※センターが主催する養成講座の受講が必須）

※上記の資格を満たせば、おねがい会員とまかせて会員の両方を兼ねることができます。

【サポートの具体例】

- ・ 保育所等への送り迎え
- ・ 保育所等の開始前、終了後の子どもの預かり
- ・ 小学校の放課後や放課後児童クラブの終了後の子どもの預かり
- ・ 急な用事や子どもを連れて出かけにくいときなどの子どもの預かり
（例：通院、見舞い、参観日、冠婚葬祭等）
- ・ その他、センターで認める範囲内の様々な援助

【利用料金】

活動状況	時 間 帯	円／時間
平 日	7：00～19：00	600 円
	上記以外	700 円
土・日・祝日	終日	700 円

（☆一部無償化の対象となる場合があります。）



《下田ファミリーサポートセンター事務局》

- 開設時間： 月曜日から金曜日（※祝日、年末年始を除く）8：30～17：15
- 設置住所： 下田市敷根 761 番地 地域子育て支援センター内
- 電 話： （27）2200
- F A X： （27）2201
- メー ル： kosodate-s@star.ocn.ne.jp

◆下田認定こども園園庭開放

＜教育委員会＞

下田認定こども園で、未就園のお子さんを対象に、「園庭開放」を実施します。
親子で遊びに来てください。

【対 象 者】 就学前の幼児（保護者同伴）

【実 施 日】

令和7年	4月	22日	(火)
	5月	20日	(火)
	6月	3日	(火)
	9月	16日	(火)
	10月	28日	(火)
	11月	25日	(火)
令和8年	3月	4日	(水)



※園行事の都合により実施日を変更する場合があります。

【開放時間】 10時00分～11時00分

【開放施設】 下田認定こども園 園庭（グリーンエリア）

雨天の場合は、下田認定こども園 遊戯室

- 【お 願 い】
- ・危機管理のため玄関にて受付を済ませてください。また、園庭に入りましたら門は必ずお閉めください。
 - ・お子さんから目を離さないように安全管理をお願いします。
 - ・汚れてもよい服装でタオルなどをご持参ください。
 - ・菓子類の飲食はできません。水分補給の飲料のみでお願いします。
 - ・車は認定こども園の駐車場をご利用ください。駐車場内は必ずお子さんと手をつなぐようお願いします。

◎担当：下田認定こども園 電話（36）4501



◆社会福祉協議会「ひよこサロン」

《令和7年度開催予定》

子育て中のお母さん（保護者）の交流の場、情報交換の場、子ども同士の交流の場として自由に遊ぶことができるスペースを提供しています。子育ての息抜きに一度遊びに来てみませんか。

これから出産を迎える
「プレママ」さんの参加也大歓迎です。
皆さん、遊びに来てくださいね！

開催日	イベント担当	開催日	イベント担当
4月17日（木）	子育て応援にこにこサークル	10月16日（木）	T.C.Dance Company
5月15日（木）	T.C.Dance Company	11月20日（木）	たまごの会
6月19日（木）	いちじく	12月18日（木）	「遊・VIVA!」ネットワーク
7月17日（木）	みなみいずヨガ	1月15日（木）	劇団「カキヌマ」
8月21日（木）	ひまわり	2月19日（木）	いちじく
9月18日（木）	南伊豆子育てサポーター	3月19日（木）	リトミック教室ドレミポケット

※内容は変更となる場合があります。詳細は下記QRコードでご確認ください。

Facebook



Instagram



X(旧 Twitter)



LINE



【開催日時】 毎月第3木曜日 10時から12時

【開催場所】 道の駅開国下田みなと4階第3会議室

【内 容】 ◇自由遊び（10時～12時）

授乳コーナー、ティーコーナー、お昼寝用のおふとんがあり
自由に利用できます。（お子さんの飲み物をご持参ください）

◇お楽しみイベント（10時30分から30分程度）

読み聞かせ、手遊び講座、親子体操、エプロンシアターなどを
開催します。参加は自由です。

◇下田市移動図書館

毎回移動図書館がやってきます。借りた本は次のひよこサロンの時
に返却OK！ママ向けの本もあります！



【参加費】 無料

【対象者】 未就学児と保護者

会場には、子育ての先輩がボランティアで参加しています。気軽に声をかけください。育児の先輩との会話には子育てへのアドバイスがたくさん詰まっています。また、市の保健師等も常駐していますので、健康や発達などの相談がある方はどうぞ。開催時間中はいつ来てもいつ帰ってもOKです。お友達づくりやママのリフレッシュに大いに活用してください。

◎担当：下田市社会福祉協議会 電話（22）3294

◆下田わくわくパーク「これば！」 <下田子育て支援ネットワーク>

市と市内の子育て関係団体で構成された下田子育て支援ネットワークが、市内の公共施設等を活用して多様な世代の集まることのできる「居場所づくり」を開催しています。

【令和7年度開催予定】

令和7年6月14日(土)	これば！	市民スポーツセンター (サンワーク下田)
令和7年8月30日(土)	これば！スペシャル (カブラで遊ぼう！)	道の駅特別展示室
令和7年10月19日(日)	これば！スペシャル (ふれあい広場)	市民文化会館
令和7年11月8日(土)	これば！	市民スポーツセンター (サンワーク下田)
令和8年1月31日(土)	これば！スペシャル (バレンタイン企画)	市役所 河内庁舎 調理室
令和8年2月28日(土)	これば！スペシャル (警察、消防企画)	市民スポーツセンター (サンワーク下田)

※開催日・会場・内容は変更となる場合があります。

詳細は、市公式 SNS での配信や、支援センター・こども園・保育園・小学校等でチラシの配布を行いますので、ご確認ください。

○下田市子育て支援ネットワーク構成団体

下田市（福祉事務所・市民保健課・学校教育課・生涯学習課
企画課・地域子育て支援センター）下田市社会福祉協議会
子育て応援にこにこサークル・下田 Baby&Kids

○下田市子育て支援ネットワーク協力団体

しもだ子育て応援隊ぽっぽ

◎事務局：下田市役所福祉事務所社会福祉係 電話（22）2216

わくわく楽しい
イベントを企画中！
お楽しみに★



～知育工作「ワックルはかせの大発明」～

空き箱や新聞紙などを使って簡単に作れる知育工作図解
を市のホームページに掲載しています。図解をダウンロード、
プリントアウトして作って遊んでくださいね♪



公式 HP
こちら ↑



◆子育てサークルのご案内

☆子育て応援にこここサークル

自分たちのできること、やりたいこと、やったほうがいいことを話し合いながら、子育て中のママ達が集まり 2016 年から活動を始めました。過去には、親子スイーツ講座やフリーマーケットを企画開催。また、下田わくわくパーク「これば！」へもワクワクできる楽しい体験ができることを考えて参加をしています。令和 7 年度も、子ども達が楽しく参加できるイベントを企画予定です。イベントのお知らせなどは、Facebook、Instagram のストーリーズでお知らせしています！体験したいこと！も常時募集しています。ふと思いついた時でも大丈夫！気軽に DM を送ってください。

イベントの詳細は、Facebook、Instagram でお知らせしています。



Facebook



Instagram

☆下田 Baby&Kids

「下田市で楽しく子育てしよう」をモットーに 2024 年に現役ママ 4 人で活動をスタートしました。

Instagram での子育て情報発信や、「これば！」への参加、親子で楽しめるイベントを企画・開催しています。これまでに、「あじさい祭りに行こう」や「お寺であそぼう」など【下田だからできる】イベントやフリーマーケットを開催しました。

今後も、「下田で子育てをして良かった」と思えるような活動をしていきたいと考えています。令和 7 年度も、親子みんなで参加できる楽しいイベントを企画中です。Instagram で情報発信するのでフォローしてお待ちください♪



Instagram

☆☆☆子育てサークルの立上げをサポートします！☆☆☆

下田市社会福祉協議会では、「自分たちで子育てサークルを立ち上げたいけど、どうしたらいいかわからない。」という皆さんが、活動をスタートさせ、事業運営を行っていくまでのサポートを行っています。お気軽にご相談ください。

◎担当：下田市社会福祉協議会 電話 (22) 3294

◆ファーストブック

<図書館>

絵本を通じて保護者と赤ちゃんがゆっくりと触れあい、親子の絆を深めてもらいたいとの願いから、離乳食教室の際に、絵本の紹介や、絵本の読み聞かせを行い、読み聞かせへの関心をもっていただくきっかけを提供しています。

終了後には、絵本1冊と図書館バックのプレゼントがあります。

◎担当：下田市立図書館 電話（22）0352



Instagram



◆しずおか子育て優待カード

<窓口番号⑥>

しずおか子育て優待カードは、子育て家庭を地域、企業、行政が一体となって支援することにより、子育ての孤立感をなくし、安心して子育てができる環境づくりを支援することを目的としています。全国共通化により、全国で使用可能になりました。（内容は都道府県により異なります。）

【対象】 18歳未満のお子さんを持つ保護者（父又は母）と妊娠中の方

【配布方法】 福祉事務所で配布します。
しずおか子育て優待カードアプリも配信中！

※妊娠中の方は母子健康手帳をお持ちください。



お子さまと同伴でお出かけされる時には、子育て優待アプリを協賛店舗・協賛施設で提示すると「応援サービス」をご利用できます。

●現在地から協賛店舗を検索
アプリの位置情報をONにしてください。

【使い方】 18歳未満のお子さんと保護者が一緒に協賛店舗や施設に行き、カードを提示してください。（他県では対象が異なる場合があります。）

店舗・施設がさだめた「応援サービス」が受けられます。

◆例えば、入園料割引、商品〇%割引、グッズプレゼントなど

※妊娠中の方は母子健康手帳の提示を求められる場合があります。

【使用施設】 全国の協賛店・施設で利用できます。

協賛店舗・施設には協賛ステッカー又は全国共通ロゴマークが貼ってあります。

このマーク
が目印！

協賛施設一覧表は、静岡県ホームページでご覧いただけます。

◎静岡県HP <http://www.pref.shizuoka.jp/>



◎担当：下田市役所福祉事務所社会福祉係 電話（22）2216

◆外に出かけよう

お子さんと一緒にお出かけしてみましよう！



【市内の公園】

公 園 名	所在地	施 設	花	駐車場
下田公園	三丁目	広場、散策道、ジャングルジム、 滑り台 など	あじさい つつじ	○ 無料
本郷公園	東本郷 一丁目	ぶらんこ、うんてい、砂場、滑り 台、散策道 など	桜並木	×
敷根公園	敷 根	広 場 、 固 定 型 遊 具 、 プール、散策道、芝生 ※お散歩、自転車思いっきり		○ 無料
小山田公園	西本郷 二丁目	ジャングルジム、滑り台、ぶらん こ、うんてい、砂場 など		○ 無料
中村中央公園	西 中	ジャングルジム、ぶらんこ、うん てい、砂場、鉄棒 など		×
中村東公園	東 中	ジャングルジム、ぶらんこ、うん てい、砂場、鉄棒 など		×
立野公園	立 野	ジャングルジム、滑り台、ぶらん こ、うんてい、砂場、鉄棒 など		×
寝姿山自然公園	柿 崎	散策道 ※ロープウェイ（有料）も！	つわぶき 桜	○
爪木崎自然公園	須 崎	散策道、芝生広場 ※灯台や海の眺めが素晴らしい	水仙	○ 夏期のみ無料 （海水浴期間中）
まどが浜海遊公園	柿 崎	芝 生 広 場 、 固 定 型 遊 具 、 屋内休憩所、足湯 ※遊覧船（有料）もあるよ！		○ 無料 8：30～ 17：00 まで

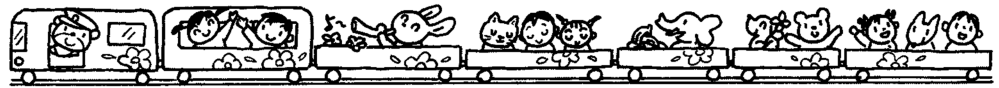
《先輩ママのちょっと一言》

注意したい、案外身近にいる動物、生物！

(いのしし、ハクビシン、さる、たぬき、ヤスデ、むかで、とかげ、けむし、ま
むし、すずめばち)

季節や場所によっては、特に気をつけてください。

【公共施設】



施設名	所在地	施設	おまけ	車
市民文化会館	四丁目	大・小ホール、会議室 “映画やコンサートもやるよ！”	花壇	○
総合福祉会館	四丁目	福祉相談	神社の池で 亀がお昼寝	○
市立図書館	四丁目	図書館（本の閲覧、貸出）		○
敷根プール	敷根	温水プール、広場、弓道場 ジョギングコース、テニスコート	水泳教室 どんぐり拾い	○
下田市民スポーツ センター	敷根	体育館、陶芸、会議室 視聴覚室	幼児体操教室	○
道の駅 開国下田みなと	外ヶ岡	観光情報、歴史情報、食堂 “お日様いっぱいウッドデッキ”	下田港、公園	○
下田市地域子育て 支援センター	敷根	保育室、子育て相談、情報 “子育ての交流拠点！”	砂場もあるよ	○

◆市役所、文化会館、スポーツセンター、道の駅に、おむつ交換ができるベビーシートがあります。お気軽にご利用ください。



《先輩ママのちょっと一言》

車で南伊豆の菜の花や河津桜、松崎のお花畑をわざわざ見に行くのも良いけれど、身近にとってもいいお花畑があります。

市民文化会館横の花壇はいつも手入れが行き届いていて、かわいいお花がたくさん咲いています。他にも街中には、ハンギングなどのお花がいっぱいです。まち歩きを兼ねて、ゆっくりと身近な探検も楽しいですよ。

【イベント】



例年の内容を記載しています。

お出かけ前にイベント詳細についてご確認ください。

開催時期	上段：イベント名 下段：問い合わせ先※	内容
5月 16～18日	黒船祭 下田市観光交流課	下田市最大の祭り。パレードや花火、コンサート、出店など
6月 1～30日	あじさい祭 下田市観光協会	300万株のあじさいを見ながら散策。出店や日曜には下田太鼓も
7月中旬	白浜海の祭典 伊豆白浜観光協会	フラダンスや白浜太鼓、花火大会、出店など
8月 14・15日	下田八幡神社例大祭 下田市観光協会	八幡神社からおみこしや太鼓台が町中を練り歩く。太鼓橋や揃いうち、花火も
10月19日	ふれあい広場 下田市社会福祉協議会	屋外ステージでのダンスや、様々な団体が出店。こどもの遊べるブースも。
10月 28～30日	白浜神社例大祭 白浜神社	幻想的な火達祭、白浜太鼓、三番叟、出店など
11月 第3土曜日 (予定)	土木の日 静岡県下田土木事務所	ショベルカーなどの建設車両の乗車や操作体験など(予定)
11月下旬 ～1月上旬	アロエの花まつり 伊豆白浜観光協会	フォトスポットのしらはまドアやクラフト体験も
12月20日～ 1月31日	水仙まつり 下田市観光協会	灯台と水仙の香りに包まれて散策を！オープニングイベントではペンギンとの写真撮影や、日曜は下田太鼓も
1月24日	高根山まつり 伊豆白浜観光協会	豚汁・お汁粉のふるまいや、おもちのプレゼント。大きくなったらハイキングも
2月3日	下田達磨大師の豆まき 向陽寺	下田最大の豆まき。おたきあげではたくさんのだるまが！
3月下旬 ～4月上旬	しだれ桃の里まつり 下田市観光協会	見ごろをむかえたしだれ桃と天神神社の階段いっぱいのひな人形
3月下旬 ～4月上旬	東本郷桜まつり 東本郷商店会	本郷公園周辺の桜並木でのイベント。出店や夜はライトアップも

※：主催者と異なる場合があります。

【海水浴場等夏の水遊び】



名 称	場 所	特 徴	駐 車 場
白浜中央海水浴場	白浜	護岸に囲まれた海水浴場 家族連れに大人気	○ 有料
白浜大浜海水浴場	白浜	伊豆最大の海水浴場 若者が多く賑やか	○ 有料
外浦海水浴場	柿崎	波静かな入り江の海水浴場 小さな子どもにも安心	○ 有料
九十浜海水浴場	須崎	隠れ家的な静かな海水浴場 浜への往復が急な坂道	○ 有料
柿崎海水浴場	柿崎	令和4年に25年ぶりに再開 小さな子どもにも安心	無
鍋田浜海水浴場	六丁目	入り江の静かな海水浴場 子どもや家族連れが多い	無
多々戸浜海水浴場	吉佐美	美しい白砂のビーチ サーフィンのメッカ	○ 有料
入田浜海水浴場	吉佐美	南国ムードの漂う海水浴場 家族連れに大人気	○ 有料
吉佐美大浜海水浴場	吉佐美	770mの大きな海水浴場 幅広い世代に人気	○ 有料
田牛海水浴場	田牛	常連さんが多い海水浴場 サンドスキーも楽しめる	○ 有料
敷根温水プール	敷根	子供（幼児）用の設備あり 小さな子どもさんもOK	○ 無料

《海水浴の注意！》

- ・夏の砂浜は思った以上に暑い！ 子どもの足元は靴をお勧めします。
- ・日差しが強い！ 必ず帽子を着用し、パラソルなどで日陰を作りましょう！
- ・熱中症予防のため、水分補給はこまめに！（子どもは脱水症状になりやすい）
- ・砂浜は人も多く、水がすぐ近くにあるので、ちょっとした隙に大きな事故に！

◎担当：海水浴場：下田市役所観光交流課 電話（22）3913

敷根温水プール：下田市振興公社 電話（23）6333

《夏の駐車場割引制度》

下田市と下田市夏期海岸対策協議会では、子育て支援サービスの一環として、下田にお住まいの子育て世帯を対象とした海水浴場利用者に対する駐車場料金の割引制度を実施しています。

この制度は、海水浴場の開設期間中、海水浴のために指定駐車場を利用する際に、一定額（※実施駐車場及び割引内容は毎年変わります）の割引を行うものです。

詳しいことは、6月頃から市の広報誌や下田市のホームページでご案内しますのでご確認ください。

◎担当：下田市役所福祉事務所社会福祉係 電話（22）2216



《いよいよ小学校》

いよいよ小学校。皆様の地区の学校を確認しましょう。



◆小学校一覧

＜教育委員会＞

【施設の概要】 ※規模の目安をご理解いただくため、令和7年4月時点の児童数（見込）を掲載

稲梓小学校

住 所 椎原224 電 話 (28) 0004 在学児数 43人
通学区域 須原、落合、箕作、相玉、宇土金、椎原、北湯ヶ野、堀ノ内
荒増、横川、加増野

稲生沢小学校

住 所 立野6-1 電 話 (22) 0424 在学児数 139人
通学区域 立野、河内、蓮台寺、大沢、東中、西中、東本郷二丁目、中（一部）、
西本郷一丁目（一部）・二丁目・三丁目、高馬、本郷

白浜小学校

住 所 白浜1324-1 電 話 (22) 0860 在学児数 52人
通学区域 白浜

浜崎小学校

住 所 須崎1785-1 電 話 (22) 0441 在学児数 68人
通学区域 柿崎、須崎

下田小学校

住 所 五丁目3-1 電 話 (22) 0055 在学児数 178人
通学区域 一丁目～六丁目、武力浜、中（一部）、東本郷一丁目
西本郷一丁目（一部）、敷根、旧岡方村、外ヶ岡

大賀茂小学校

住 所 大賀茂1429 電 話 (22) 0704 在学児数 42人
通学区域 大賀茂、吉佐美（一部）

朝日小学校

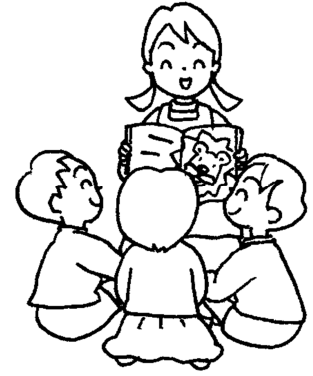
住 所 吉佐美544 電 話 (22) 0702 在学児数 82人
通学区域 吉佐美、田牛

◎担当：下田市教育委員会学校教育課学校教育係 電話（23）3929

◆放課後児童クラブ

<教育委員会>

保護者がお仕事などで昼間家庭にいない児童を対象に、専任の指導員が家庭に代わって保護育成する制度です。遊びを通じて、児童の自主性、創造性、社会性を高め、さらに家庭的な雰囲気と温かい環境の中で情緒的安定を図り、児童の安全と健全な育成を目指します。



【開設場所】

下田小学校、稲生沢小学校、朝日公民館、浜崎小学校、稲梓小学校、白浜小学校
※土曜日は下田小学校での合同保育となります。

【対象児童】

放課後児童クラブに入室できるのは、市内の小学校に在籍している1年生から6年生までの「昼間保護者のいない家庭の児童」等を対象としています。

【開設日、開設時間等】

- ・開 設 日 月曜日から土曜日
- ・開設時間 通常の授業実施日は、授業終了後から17時30分まで
土曜日、長期休校日は、8時30分から17時30分まで
- ・休 日 日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）
- ・利用期間 利用の承認された日から翌年の3月31日まで

【保護者負担金】

入室した場合は、保育料・会費等（保護者負担金）が必要となります。

- ・保育料 月額 6,000円（8月のみ8,000円）
※多子世帯、ひとり親世帯等については、軽減措置が講じられます。
- ・会 費 月額 2,000円（おやつ代、教材費等）
- ・保険料 年額 1,820円（入会当初一括）
※土曜日は月額とは別に利用料が必要となります。



◎担当：下田市教育委員会学校教育課こども育成係 電話（23）3929

《先輩ママのちょっと一言》

子どもが外出できるようになったら、すぐにお知り合い、なんてうまくはいかないですよ。お子さんが、お隣さん、ご近所さん、地域の人に囲まれて育っていけるように、保護者の皆さんが日頃からこまめに挨拶やお付き合いを欠かさないことが大切です！

◆下田を遊ぶ・学ぶ体験講座

<し〜もん>

市内で体験活動を行っている達人たちが、下田の魅力を知ってもらうため、下田を楽しむ講座を企画しています。講座の内容は四半期毎決定し、学校を通じチラシを配布する他、し〜もんのホームページからも確認できます。

【対 象】市内在学の小学生とその家族

【参加費】有料 講座毎設定 市の補助事業のため特別料金となっています

【申込み】講座開催の3日前までにし〜もんへ電話にて申込み

◎し〜もんHP <https://seamon.info>

※市外の方も申込み可能ですが、
通常料金となります

◎申込み先：し〜もん 伊豆下田のアウトドア・自然体験案内所 電話（22）5255

◆中学校就学準備給付金

<窓口番号⑥>

翌年度中学校への入学を予定しているお子さんの保護者を対象に、中学校就学準備を目的とした、給付金を支給します。

【対 象】 1月1日時点で下記の条件を満たす方

- ・翌年度中学校への入学を予定している児童の保護者
- ・生活保護による教育扶助を受けていない

第1学年の年度の末日までに本市へ転入した方

【助成金額】児童1人につき、30,000円

【申請に必要なもの】

- ・市から送られた申請書
- ・申請者名義の口座情報のわかるもの

（公務員の方、児童手当の口座と別の口座に支給したい方）



◎担当：下田市役所福祉事務所社会福祉係 電話（22）2216

《先輩パパのちょっと一言》

制服や靴、通学カバンなどの中学校の学用品一式を揃えるのにまとまったお金が必要なので、このタイミングで給付金がもらえるのは本当に助かりました！

《子どもに関する様々な悩みごと相談》

◆子ども家庭総合支援拠点・下田市家庭児童相談室

<窓口番号⑥>

18歳未満のすべての子どもとその家庭等を対象に、子育てに関する制度やサービス等の情報提供や、様々な心配ごとの相談に応じ、解決に向けてお手伝いいたします。また、様々な機関と連携し切れ目ない家庭支援を行います。一人で悩まず、小さなことでも遠慮なく相談してください。

【主な相談内容】（面接・電話などによる相談を行っています。）

- ◆子どもの心身の発達や育児、しつけの相談
→子どもとの関わり方がわからない・つい手を上げてしまう・発達が心配 など
- ◆性格上の相談
→落ち着きがない・嘘をつく・わがまま など
- ◆養育の問題
→子どもを育てる自信がない・幼い子どもだけで夜を過ごしている など
- ◆学校生活の相談
→就学の不安・不登校・いじめ・非行 など
- ◆家庭に関する相談
→DV相談・母子、父子家庭の相談、ヤングケアラー など

【相談日】

月曜日～金曜日 8時30分から17時15分まで（土日祝日年末年始を除く）

【相談員】

相談員3名で対応しています。

*問題解決に向け、他機関とも連携をとっています。

◎担当：下田市役所福祉事務所社会福祉係 電話（22）2216

◆「子ども・家庭110番」～家庭や親子の悩みを一緒に考えます～

静岡県では、子どもの問題、親子関係等の家庭に関する問題、子育て全般について保護者が抱える悩み等にこたえる電話相談窓口を設置しています。

匿名での電話相談です。秘密は守られます。お気軽にご相談ください。
電話相談をご希望の方は、下記の電話番号へおかけください。

【電話番号】 （23）4152

【相談時間】 平日 9時～20時 土日 9時～17時
※祝日、年末年始はお休みします。

◎担当：賀茂児童相談所 電話（24）2038

◆不妊・不育専門相談

不妊症・不育症についての悩みや不安へ対応します。電話相談は、不妊カウンセラーの資格をもった助産師、保健師等が、面接相談は産婦人科医が気持ちに寄り添って対応します。

○電話相談（助産師） 【相談日】 毎週火曜日 10時～19時
毎週木・土曜日 10時～15時
【相談先】 080-3636-3229

○面接相談（専門医） 【相談日・会場】 下記ホームページに決定し次第掲載
【問合せ・申込み】 県こども家庭課
(054) 221-3309
【受付時間】 平日9時～17時

【ホームページ】 <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-140/kokatei/funinsoudan.html>

◆しずおか妊娠SOS

望まない妊娠により悩みを抱えている方が、気軽に相談できる窓口です。
助産師等専門スタッフが気持ちに寄り添って必要に応じたアドバイスをします。

【相談日】 毎週火・土曜日 13時～17時

【相談先】 電話相談：080-7206-2409
メール相談：info@s-ninshin-sos.jp（WEBサイトの入力フォーム）

【ホームページ】 <http://www.s-ninshin-sos.jp>

◆思春期健康相談室「ピアーズポケット」

恋愛や友人関係、性に関することなど、思春期のこころと体の健康に関する様々な相談に、助産師、保健師等の専門の相談員のほか同世代のピアカウンセラーが対応します。

【相談日】 毎週水曜日 13時～17時／毎週土・日曜日 10時～17時

【相談先】 電話相談：(055) 952-7530
来所相談：沼津駅南口商連ビル1階
メール相談：shishunki@poem.ocn.ne.jp

【ホームページ】 <http://peers-pocket.sakura.ne.jp/>

◎担当：静岡県こども家庭課 電話（054）221-3759

発達支援が必要なお子さんのために

言葉の遅れ、知的な障害や手足などの障害、友達とうまく遊べないなど、お子さんの生活や行動、成長に関する心配や悩み等について相談したいときは、次の各相談窓口や関係機関をご利用ください。

お子さんの行動や成長に関する悩み等について相談したいとき

お子さんの健診や相談で継続した観察が必要とされたとき

お子さんの就学について相談したいとき

賀茂健康福祉センター

賀茂児童相談所／相談課

(24) 2038

下田市福祉事務所

下田市子ども家庭総合支援拠点 (22) 2216

下田市役所

市民保健課健康づくり係

(22) 2217

療育支援事業 ひまわり

連絡先：伊豆つくし学園

(28) 0106

下田市幼児ことばの教室

連絡先：学校教育課

(23) 3929

下田市教育委員会

学校教育課

(23) 3929

静岡県立伊豆の国特別支援学校

伊豆下田分校

(25) 1455

《先輩ママのちょっと一言》

子育て中は、誰でも悩みはあります！

絶対に一人で抱え込まず、お友達ママや相談員などに相談するとか、子育て支援センターやひよこサロンなどのスタッフやボランティアさんと話してみましょう！

誰かに聞いてもらうだけで気持ちが楽になったり、「こういう考え方もあるんだ！」と気持ちがプラス思考になれたりしますよ。

《各種障害者福祉制度の利用のために》

様々な障害をお持ちの方が、適切な福祉サービスを利用するために、その障害の状況や程度を証明する手帳を発行しています。これらの手帳により、様々な福祉サービスを受けることができるようになります。

※具体的な支援サービスは、担当窓口で相談してください。



◆身体障害者手帳

＜窓口番号⑥＞

身体に障害のある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。手帳は、永続する障害のある方で、障害の程度によって1級～6級に区分されます。福祉事務所に申請し、県知事の審査・決定を経て交付されます。

- 【必要なもの】
- ・指定医師による診断書・意見書
 - ・写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽）
 - ・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

◆療育手帳

＜窓口番号⑥＞

知的障害者（児）が一貫した療養・援助を受け、様々な福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。手帳は、障害の程度により「A」「B」に区分されます。福祉事務所に申請し、県知事の審査・決定を経て交付されます。

- 【必要なもの】
- ・写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽）
 - ・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

◆精神障害者保健福祉手帳

＜窓口番号⑥＞

精神に障害のある方が、様々な福祉サービスを利用するために必要な手帳です。手帳は、障害の程度により1級～3級に区分されます。福祉事務所に申請し、県知事の審査・決定を経て交付されます。

- 【必要なもの】
- ・精神障害者保健福祉手帳用診断書または障害年金証書
 - ・印鑑
 - ・写真（縦4cm×横3cm、正面脱帽）
 - ・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

◎担当：下田市役所福祉事務所障害福祉係 電話（22）2216

◆特別児童扶養手当

<窓口番号⑥>

身体、知的もしくは精神に障害を持つ 20 歳未満のお子さんを在宅で養育している方に
手当が支給されます。（※所得制限、該当要件があります。）

福祉事務所に申請し、県知事の審査・決定を経て支給されます。

- 【必要なもの】
- ・所定の診断書
 - ・振込先口座申出書（銀行の証明印または通帳の写し等が必要）
 - ・身体障害者手帳、療育手帳（所持している方のみ）
 - ・請求者（父または母のうち所得の高い方）、配偶者、児童、扶養義務者
（請求者と同居している直系血族）のマイナンバーがわかるもの（マイ
ナンバーカード、通知カード等）

【支給金額】 月額 1 級—56,800 円、2 級—37,830 円

◆障害児福祉手当

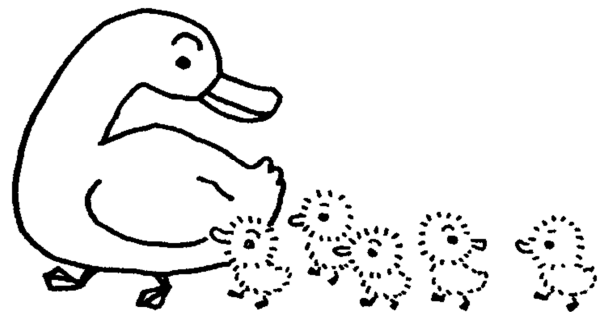
<窓口番号⑥>

身体、知的もしくは精神に重度の障害を持つ 20 歳未満の在宅の方に手当が支給されま
す。（※所得制限、該当要件があります。）

- 【必要なもの】
- ・養育者及び児童の戸籍謄本（養育者と児童が別世帯の場合のみ）
 - ・所定の診断書 ・所得状況届 ・児童名義の通帳
 - ・身体障害者手帳、療育手帳（所持している方のみ）
 - ・児童、扶養義務者（父または母のうち所得の高い方）マイナンバーがわ
かるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

【支給金額】 月額 16,100 円

◎担当：下田市役所福祉事務所障害福祉係 電話（22）2216



《障害児に対する福祉サービス》

◆児童発達支援

<窓口番号⑥>

就学前のお子さんに対して、日常生活での動作やお友達との関わり方など、個々の状態や発達過程、特性に応じて発達支援を行うサービスです。

【対 象 者】 未就学の障害児または専門的支援が必要と認められるお子さん

【必要なもの】 ・障害児通所給付費申請書等一式（⑥番窓口で配布）
・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
・障害者手帳、特別児童扶養手当等の受給者証、児童相談所等の意見書等又は医師の診断書等

【提出先】 下田市役所福祉事務所障害福祉係

◆保育所等訪問支援

<窓口番号⑥>

保育所や認定こども園等、お子さんが集団生活を営む施設へ専門員が訪問し、集団生活を適切に過ごせるよう、お子さんと訪問先施設へ支援を行うサービスです。

【対 象 者】 保育所、認定こども園、小学校などへ通っている障害児または専門的支援が必要と認められるお子さん

【必要なもの】 ・障害児通所給付費申請書等一式（⑥番窓口で配布）
・マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
・障害者手帳、特別児童扶養手当等の受給者証、児童相談所等の意見書等又は医師の診断書等

【提出先】 下田市役所福祉事務所障害福祉係

◆障害児相談支援

<窓口番号⑥>

障害児や専門的支援が必要と認められるお子さん、その家族に対して、専門的相談に応じられる相談員が相談支援を行うサービスです。様々なサービスの利用調整や、利用計画の作成など、お子さんの生活・サービス利用に必要な相談支援が受けられます。

◎担当：下田市役所福祉事務所障害福祉係 電話（22）2216

◆放課後等デイサービス

<窓口番号⑥>

学校へ通っているお子さんの授業後（放課後）や休日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会交流の機会を提供するサービスです。

【対 象 者】 就学している障害児または専門的支援が必要と認められるお子さん

【必 要 な も の】

- ・ 障害児通所給付費申請書等一式（⑥番窓口で配布）
- ・ マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）
- ・ 障害者手帳、特別児童扶養手当等の受給者証、児童相談所等の意見書等又は医師の診断書等

【提 出 先】 下田市役所福祉事務所障害福祉係

◆療育支援事業

<窓口番号⑥>

市内にお住まいで、成長がゆっくりで心配のあるお子さん及びその家族を対象として、通所や訪問で療育支援（指導・訓練等）を実施するとともに、保護者の交流の場を提供し、対象家族の福祉増進を図ることを目的としています。

【サービス内容】

- ・ 訪問の方法による各種の相談及び指導
- ・ 外来の方法による各種の相談及び指導
- ・ 在宅障害児等の保育を行う保育所等の職員に対する療育に関する技術の指導
- ・ 療育支援活動の実施並びに交流の場及び情報の提供
- ・ 前各号に掲げるもののほか、在宅障害児等の療育に必要な支援

【対 象 者】 市内にお住まいの障害児または専門的支援が必要と認められるお子さん

【必 要 な も の】

- ・ 下田市療育支援事業利用申請書
- ・ 障害者手帳、特別児童扶養手当等の受給者証、児童相談所等の意見書等又は医師の診断書等

【提 出 先】 下田市役所福祉事務所障害福祉係

◎担当：下田市役所福祉事務所障害福祉係 電話（22）2216

◆軽度・中等度難聴児補聴器の給付

＜窓口番号⑥＞

身体障害者手帳の交付対象とならない両耳の聴力レベルが30デシベル以上の18歳未満の方で、指定を受けた医師により補聴器が必要と診断された方が補聴器を購入する場合、その費用を助成します。自己負担額は、原則費用の1／3ですが、基準額を超える場合は、その額も負担していただきます。購入前に申請が必要です。

【必要なもの】 ・難聴児補聴器給付意見書 ・見積書

◆小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

＜窓口番号⑥＞

在宅の小児慢性特定疾病児童に対して、日常生活用具（便器、特殊マット等18種目）を購入する場合、その費用を助成します。自己負担額は、世帯の所得状況に応じた額が定められています。購入前に申請が必要です。

【必要なもの】 ・所定の診断書 ・見積書 ・小児慢性特定疾病医療受給者証

◆自立支援医療（育成医療）の給付

＜窓口番号⑥＞

18歳未満の身体に障害のある児童又はそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童が、確実に効果が期待できる身体障害を除去、軽減する手術等の治療を指定医療機関で受けるとき、医療費の一部が助成されます。自己負担額は、原則1割負担です。ただし、世帯の所得に応じて月額負担額上限額が定められています。

【必要なもの】 ・自立支援医療（育成医療）意見書
・加入医療保険の資格がわかるもの（健康保険証、資格確認証等）
・身体障害者手帳（所持者のみ）
・児童、養育者マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード等）

◎担当：下田市役所福祉事務所障害福祉係 電話（22）2216

《ひとり親世帯の皆様のために》

離婚や死別等により、ひとり親世帯となられた場合、次のような福祉サービスを受けることができます。

◆児童扶養手当

<窓口番号⑥>

18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる母子家庭等に支給される手当です。児童に一定の障害がある場合には20歳まで支給されます。

【対象者】次のいずれかの児童を監護している父、母又は養育者に支給されます。

- ・父母が離婚した児童
- ・父又は母が死亡または生死不明である児童
- ・父又は母が、重度の障害を有する児童
- ・父又は母が、1年以上拘禁されている児童
- ・父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ・婚姻によらないで生まれた児童
- ・父又は母がDV保護命令を受けた児童

【手当額】前年の所得額に応じて手当額を決定します。ただし、一定以上の所得額の場合、支給停止となります。

- ・児童1人の場合、月額46,690円から11,010円
- ・児童2人目以降は1人につき11,030円から5,520円

※最新の手当額につきましては、市ホームページでご覧いただけます。

【必要なもの】・戸籍謄本 ・医療保険の資格がわかるもの(健康保険証等) ・預金通帳 ・マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等) ほか必要な書類

【支給月】年6回(1月期、3月期、5月期、7月期、9月期、11月期)支給します。

◆ひとり親家庭等医療費助成制度

<窓口番号⑥>

医療機関で受診した時の費用のうち、社会保険各法に規定する保険給付の対象となる医療の自己負担分(入院時食事標準負担額分を除く)を全額助成する制度です。

【対象者】所得税非課税世帯であって、

- ・20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母と児童又は父子家庭の父と児童
- ・両親のいない20歳未満の児童

【必要なもの】・医療保険の資格がわかるもの(健康保険証等) ・預金通帳 ・マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等) ほか必要な書類

【受診方法】 受給者証を保険証等と一緒に医療機関の窓口に提出してください
後日、自己負担分を指定口座へ振り込みます。

◎担当：下田市役所福祉事務所社会福祉係 電話(22)2216

◆ひとり親家庭就学支援事業（ランドセル等購入費助成）

<窓口番号⑥>

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭で、翌年度に下田市内の小学校に入学するお子さんの就学に必要な物品を購入する場合、その購入費用の一部を助成します。

- 【対 象 者】 申請日において、次のいずれにも該当する方に支給されます。
- ・ 助成年度の児童扶養手当を受給している方
 - ・ 翌年度に小学校に入学する児童を監護している方
- ※生活保護法に基づく一時扶助で入学準備金が支給される場合を除く
- 【対象用品】
- ・ ランドセル
 - ・ 各小学校の学校指定用品（指定文房具・体操着等）
- 【助成金額】 対象児童 1 人につき、30,000 円（上限）
- ただし、助成の申請は 1 回限りです。
- 【申請方法】 児童扶養手当の現況届の審査後、対象者に申請書等一式を送付します。
- ・ 申請には領収書の原本が必要となります。
 - ・ 領収書は、購入者氏名、領収年月日、店名、購入品目、購入金額、領収印が必要となります。

◎担当：下田市役所福祉事務所社会福祉係 電話（22）2216



《子育て便利帳》

◆下田市メール配信・公式 SNS



メール配信サービス

メール配信サービスでは、同報無線（広報しもだ）の放送内容や災害情報、観光情報など、直接皆様にお届けします。



公式 Facebook



公式 Instagram

公式Facebook、Instagramでは、イベント情報や取組み、おすすめのスポット、季節の風景など下田市の旬な情報をお届けします。

◎担当：下田市役所企画課秘書広報係 電話（22）2212

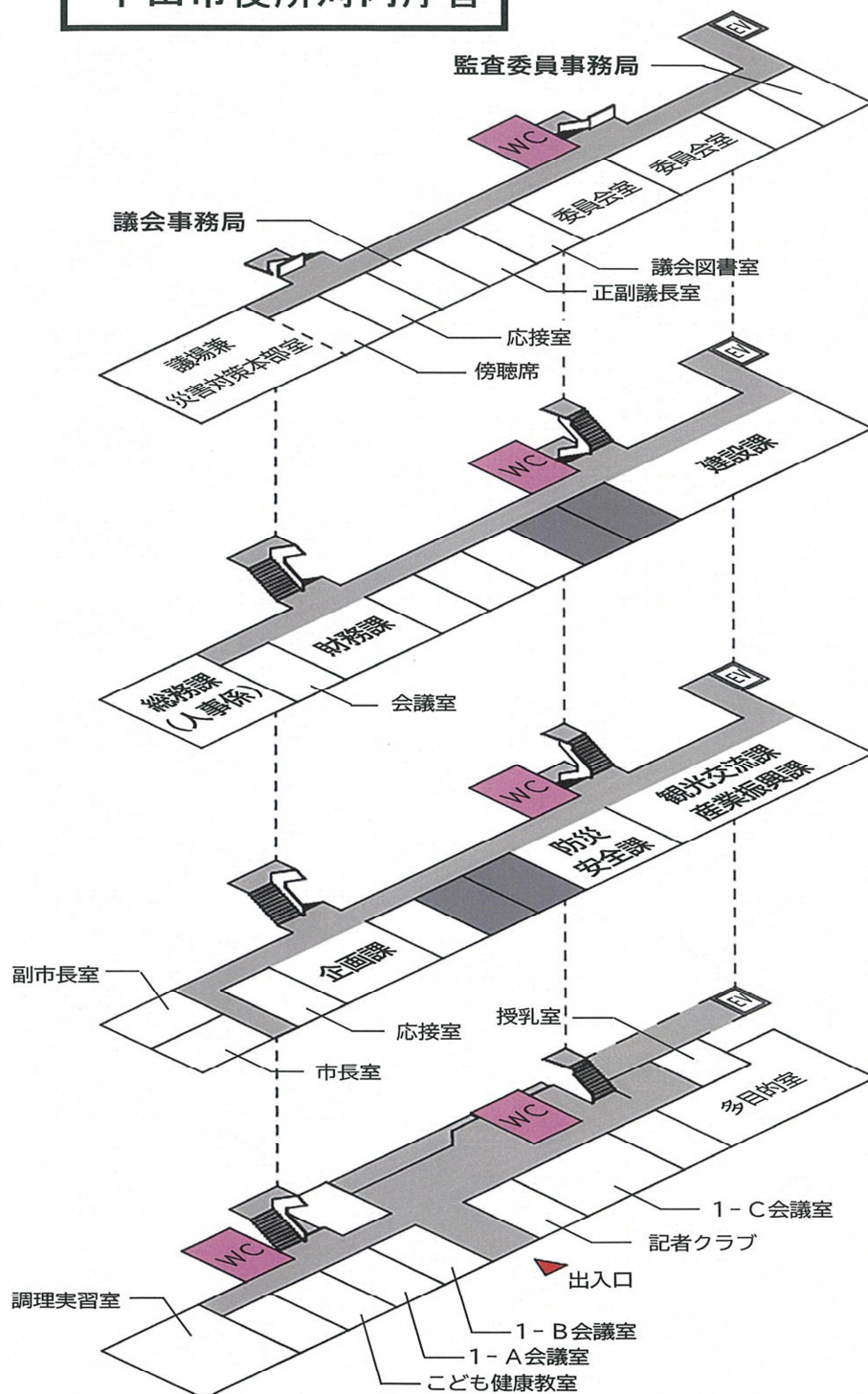


LINE 公式アカウント

LINE 公式アカウントでは、下田市からの配信メッセージの他、ごみの分別案内、回収日の事前お知らせ、災害時の避難所検索等を利用できます。

◎担当：下田市役所総務課情報推進係 電話（22）3921

下田市役所河内庁舎



4階

議会フロア

議会事務局 ☎22220

監査委員事務局

☎23916

3階

執務フロア

総務課 ☎23911

財務課 ☎23912

建設課 ☎22219

2階

執務フロア

企画課 ☎22212

防災安全課 ☎4145

観光交流課 ☎23913

産業振興課 ☎23914

1階

会議室フロア

詳しい各課のご案内は
下記QRコードから



【主要機関連絡先一覧】



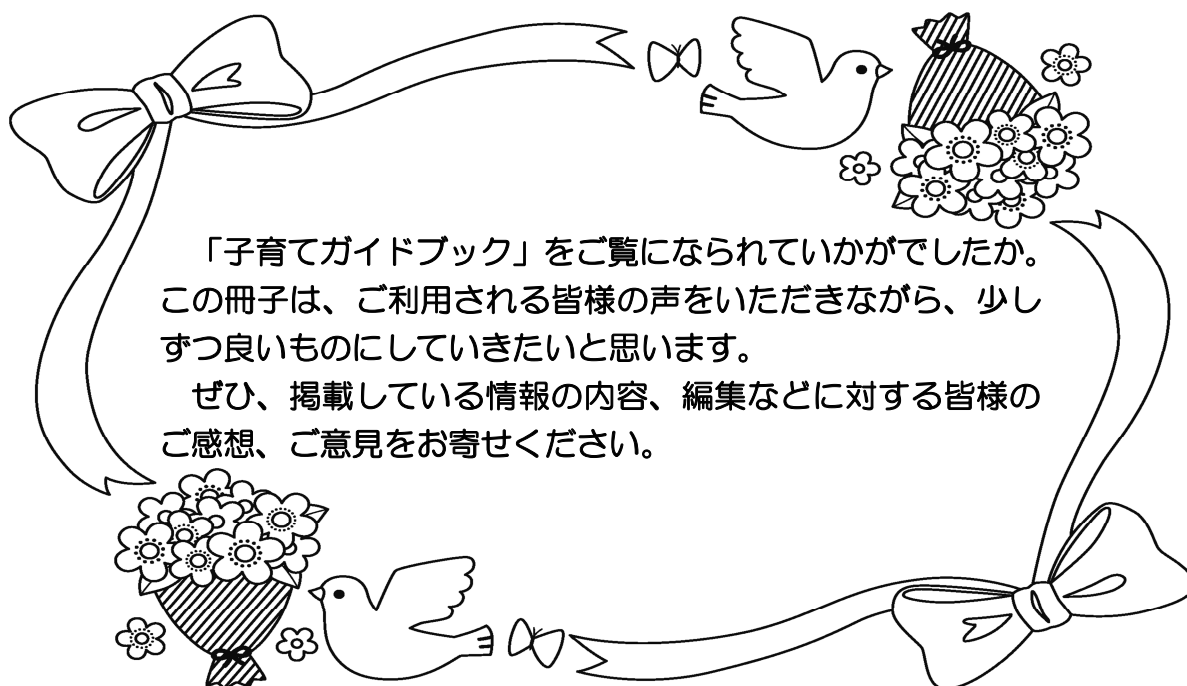
機関・組織名	電話 (市外局番 0558)	ホームページ
下田市役所(代表)総務課	(22) 2211	https://www.city.shimoda.shizuoka.jp
// 福祉事務所	(22) 2216	
// 市民保健課	(22)2217(健康づくり係) (22) 3922 (国保年金係)	
教育委員会学校教育課	(23) 3929	
// 生涯学習課	(23) 5055	
下田市立図書館	(22) 0352	
下田市地域子育て支援センター	(27) 2200	
下田市社会福祉協議会	(22) 3294	https://www.shimoda-shakyo.or.jp/
下田消防署	(22) 1804	緊急時は 119
下田警察署	(27) 0110	緊急時は 110
賀茂健康福祉センター	(24) 2035	https://www.pref.shizuoka.jp/
静岡県女性相談センター	054 (286) 9217	
下田市民文化会館	(23) 5151	https://www.shimodapsi.com/
敷根公園 (プール、公園)	(23) 6333	
市民スポーツセンター	(27) 1200	
道の駅開国下田みなと	(25) 3500	https://www.kaikokushimodaminato.co.jp/
下田市観光協会	(22) 1531	https://www.shimoda-city.info/
下田商工会議所	(22) 1181	https://www.shimoda-cci.or.jp/
賀茂医師会	(22) 5683	https://www.kamoi.or.jp/
ハローワーク下田	(22) 0288	
あなたの地域の安心	※ご自分の地域の担当を確認しておきましょう。	
交番、駐在所		
民生・児童委員		

《子育て便利MEMO》

《先輩ママのちょっと一言》

“子育て”って、進行形の時「どうして私だけ」って切なくなることも多かったです。でも振り返れば、「絶対に現在（いま）が一番良いときだよ！」と言いたいです。その時は必死だからいろいろなことで悩んで耳に入らなかったけれど、小学校にあがって少し手が離れた我が子を見ると、小さな頃に「もっと・・・しておけば」と思ったり・・・。だから、今、ゆっくり、おおらかに、のんびりと、あなたの子育てを頑張りましょう！

【お願い】 掲載されている情報は、令和7年4月現在のものです。ご利用にあたっては、最新の情報をお確かめください。



しもだ子育てガイドブック

発行日：令和7年4月

発 行：下田子育て支援ネットワーク

<ネットワーク事務局>

◆下田市福祉事務所 社会福祉係

〒415-8501

静岡県下田市東本郷 1-5-18

電 話 0558-22-2216

F A X 0558-22-3910

メー ル fukushi@city.shimoda.lg.jp

H P <https://www.city.shimoda.shizuoka.jp>